

熟議民主主義と「公共圏」

山田 陽

I. はじめに

I.1. 問題認識

現代社会は複雑で多元的である。それゆえに、そこに住まう人々の間で、政治的コンセンサスを達成するのは難しい。多くの人々は、自分たちの意見や利害が、政治や行政に反映されていないと感じている。いま、価値観や利害が多元的であることを前提にして、政治的な意思決定を公共的に正当化する基盤を再構築することが問われているのである。

こうした問題状況を受けて、政治理論(political theory)では、「公共圏(public sphere)」概念に関心が寄せられてきた。「公共圏」概念が、複雑で多元的な現代社会において、民主的正当化を可能にする源泉の一つとして着目されているのである。そこで本稿では、こうして理論的関心が高まってきた公共圏概念の意義を、近年盛んに議論されている民主主義論の一つとしての、熟議民主主義(deliberative democracy)論⁽¹⁾の観点から問題化してみたい。というのも、熟議民主主義論は、公共圏概念と結び付けて、実践的に、単なる投票行動に限定されない、市民の新たな政治参加の形態を追求し、理論的には、そうした参加型の政治的討議や判断を民主的正当化として意義付けようとしているからである。

本稿では、こうした熟議民主主義論に議論を絞り、公共圏概念と、それに深く連関している「市民社会(civil society)」概念に、どのような規範的意義と役割が与えられているのか明らかにしていきたい。そして、こうした公共圏概念が、

熟議民主主義論にどのような問題を投げかけているのか示すことを課題とする⁽²⁾。

以下では最初に、ハーバーマスの「熟議的政治(deliberative politics)」の理念を概観する。というのも、公共圏と民主主義を結び付ける熟議民主主義論は、ハーバーマスの理論的貢献によって基本的枠組みを与えられているからである。特にここでは、ハーバーマスが国家と市民社会を区別して熟議的政治という理念を構想していることに焦点を置き、その基本的輪郭を確認する。次に、ハーバーマスを受け継ぐ英米圏の熟議民主主義論者が、公共圏や市民社会概念に、いかなる意義と役割を見出しているのか明らかにする。

ただし、規範としての公共圏・市民社会概念は、経験的側面からその問題が指摘されている。しかし、だからといって、公共圏と市民社会に関心を置く熟議民主主義論が、単なるユートピアとしてしか意味を持たない訳ではない。そこで熟議民主主義論の実践可能性を検討するために、一つのヴィジョンとして、熟議を制度化していく視点から提示されている「熟議のシステム(deliberative system)」概念を取り上げる。しかし、それでも残される実質的平等の問題について、最後に若干の考察をする。以上のようにして、公共圏という限定的観点からではあるが、現在の熟議民主主義論の問題状況を解明していきたい。

I.2. 熟議民主主義の基本的理念

最初に、本稿で念頭に置いている熟議民主主義の基本的理念について確認しておきたい。それは、民主的正統性(democratic legitimacy)をめぐる諸規定に見出すことができる⁽³⁾。大雑把にいえば、その決定によって影響を受けるすべての人が、熟議への参加者として同意できる結果だけが、民主的に正当である、という理念である。このとき、熟議への参加者は、自らの主張を、他者が理性的に受け入れることができるような理由に基づいて、提案しなければならない。しかも参加者は、自らの意見を変容させる態度で挑み、熟議を通じて共通の理解を形成していく、とされる。

ただし、熟議の過程は、決定を行う方法を特定しない。理想的には、すべての人が同意することを志向しているが、実際には、多数決を否定しない。熟議の過程は、不斷に再審に開かれた継続的な議論(debate)や討議(discussion)として理解されるのである。

I.3. 「規模の問題」

しかし、当然のことながら、何らかの熟議へ、すべての市民が「参加」することを想定するのは非現実的である。たとえばイアン・シャピーロ(Ian Shapiro)は、すべての民主的正統性を熟議の過程に結びつける必要があるのか、と疑問を呈している(Shapiro[1999])。確かに、小規模な地域コミュニティのレベルであれば、効果的な参加が可能な議論の場を設定できるかもしれない。しかし、国政レベルでは、全員参加是不可能である。それでは熟議民主主義の基本的理念としての民主的正統性は、どのように現実化され得るのか。これをパーキンソン(John Parkinson)に倣い、「規模の問題(scale problem)」と呼んでおく(Parkinson [2006])。

この規模の問題は、たんに数の問題だけではない。現代社会は高度に複雑化しており多元的

である。時間的・空間的に制約された議論の場では、多様な価値観や意見を政治に反映させるのに、余りに不十分である。結論を先取りすれば、こうした規模の問題を解決する概念として、公共圏や市民社会といった概念が重要となってくる。

I.4. 熟議民主主義論の二つの流れ

ただし、公共圏や市民社会概念が重要な意義をもっているのは、批判理論的な熟議民主主義論においてである。ドライゼク(John Dryzek)は、熟議民主主義論には、二つのルーツがあると指摘している(Dryzek[2000: 2-3])。第一は、特にアメリカにおける立憲主義的リベラリズム(constitutional liberalism)の流れの中にある熟議民主主義論である。ここには主にアメリカ・リベラリズムの政治文化を背景にして、熟議民主主義の諸原理を分節化するロールズの議論が含まれる。第二は、批判理論(critical theory)の流れに属する熟議民主主義論である。ここで代表的なのは、ハーバーマスの法・政治理論であり、その影響を受けたアメリカ・フランクフルト学派の理論家が展開する政治理論である。

したがって本稿では、公共圏や市民社会概念の意義を検討するにあたって、批判理論の側にたった熟議民主主義論に焦点を置いて検討していくこととする⁽⁴⁾。

II. 熟議民主主義論における「市民社会」

「公共圏」概念

II.1. ハーバーマスの「熟議的政治」

公共圏概念の意義を再提起したハーバーマスによる『公共性の構造転換』第二版の序文や、討議理論を基本にしてラディカル・デモクラシーの法・政治理論を展開する『事実性と妥当性』は、熟議民主主義論を展開する英米圏の理論家にも大きな影響を与えている。様々な観点から批判されているにしろ、ハーバーマスが提起す

る「熟議的政治(deliberative politics)」という理念は、公共圏や市民社会概念と結び付いた熟議民主主義論に理論的基礎を提供している。そこで最初にハーバーマスの熟議的政治論を確認することで、基本的な見取り図を得ていきたい。

ハーバーマスが提示する「熟議的政治」という理念は、「法の支配(rule of law)」と「人民の意思(the will of the people)」の両方を同時に首尾一貫して実現する理論的枠組みを提供する試みとして特徴付けることができる(Rummens[2006: 469])。ここでの特徴は、人民主権(popular sovereignty)の理念を討議理論に基づき手続き化することである(Habermas[1992=2003a; 2003b])。ハーバーマスによれば、ルソーとカントは統治意思と実践理性とを、法人格という概念に訴えることによって統合しようと追及したが、しかし現代の価値多元的で複雑化した社会においては、こうした統合は困難であるという。それゆえに、人民主権を手続き化することで、実践理性から主体を取り去り、なんらかの実体的統一性をもった集合的行為者(政治共同体)を前提せずに、民主的正統性を確保しようとしているのである。つまり、民主的正統性を付与する拘束的意思決定過程では、実体的な集合的行為者に代わり、非実体的な意見形成の主体としての「公衆」が想定されるのである。

このような人民主権の手続き化は、複雑で多元的な現代社会において、民主的正統性を確保する一つのモデルである。なぜなら、この手続き化が、先鋭化する「自由」と「平等」の規範的緊張関係を調整するという側面を有しているからである。ハーバーマスは、政治的自律=公共的自律と道徳的自律=私的自律とを区別しているが、しかしそれらは相互に前提し合うものとして理解される。つまり、市民は法の受け手であると同時にその起草者でもある、という人民主権論の再帰的性格に基づいて理解されるのである。確かに、ハーバーマスが述べるように、

人民主権の理念を手続き化しても、政治的意志形成は、合理化された生活世界のコンテキストと内的つながりを持っていなければならない。政治的決定や判断は、あくまで文脈に依存している。しかしかといって、それが道徳的実質を要求しているというのではない。その文脈は熟議という意見形成・意思形成過程において加工・修正・断片化されるのである。したがって、公共的自律と私的自律とを区別する公私の境界線は、市民による熟議の過程を通じてそのつど確定されていくのである。こうして熟議的政治は、自由と平等の関係を、あくまで文脈に依拠しながら手続き的に調整しようとしているのである。

こうした熟議的政治の理念は、実体的統一性をもつ政治共同体を想定せず、公私の境界線を不斷に更新していくために、国家と市民社会の区別を前提にした「二回路制(two-track model)」の民主政治を構想する。つまりこの「二回路」とは、熟議が、一方では議会などの立法機関において行われ、他方では非制度的な「市民社会」において行われることを意味する。そしてこの二つの熟議をつなぎ合わせるのが、法である。二回路制の民主政治では、法が媒体となって拘束的な意思決定と自由な意見形成とがつなぎ合わされるのである⁽⁵⁾。市民は、非制度的な環境の中で自由に意見・世論形成を行い、そうして形成された匿名の意見・世論を通じて、議会における集合的な意思決定に、考慮すべき条件を提供するのである。

しかし、このとき市民は、間接的にしか政治的決定に影響を及ぼすことができないことになる。これは、ハーバーマスが、すべての市民を、公式的な意思形成の場としての制度的フォーラムに参加させるのは、社会学的に不可能であることを認識しているからである。しかし、かえって公式的な諸制度と明確に区別された市民社会においてこそ、多様な問題に開かれた敏感な

政治空間を創出することができるとも考えられる。それゆえに熟議的政治では、市民の自発的な社会運動や政治活動が「公共圏」として、民主的正統性の重要な構成要素となる。市民社会は熟議を通じて公共圏を形成する抵抗と解放の場(site)とされるのである(Chambers[2002: 96])。熟議的政治における市民社会概念は、すべての市民に参加の機会が開かれた、非制度的な「熟議の空間」を意味しているのである。

したがって、二回路制として構想される熟議的政治が代表制を否定していないのは明らかである。むしろ、現代社会の社会統合にとって必要な制度とされている。しかしコーエンとアレイト(Jean Cohen and Andrew Arato)が言うように、代表制は市民社会によって補完される必要がある(Cohen and Arato[1992: 412-3])。つまり、国家の諸制度から区別される市民の自律的な活動領域として概念化される市民社会は、民主的正統性の構成要素となるのである。それゆえに熟議的政治で重要なのは、コミュニケーション的相互行為を通じて、市民や代表者の間で「公共圏」が形成されていくことである。それは、制度的な拘束的意思決定の熟議においても、非制度的で無制約的な市民社会における熟議においても、同様である。

II.2. 熟議民主主義論における「自律」

以上のように、ハーバーマスの熟議的政治の理念では、市民社会に、自律的で批判的な「熟議の空間」としての「公共圏」を構成するという役割が与えられている。そしてそうした公共圏が、たとえ制度化された議会における立法を通じてではあるにせよ、民主的正統性の源泉として意義づけられるのである。

しかしこのとき、自発的に展開される熟議が民主的であるためには、そこにおけるコミュニケーションが既存の政治的経済的権力に浸食されていてはならない。したがって、熟議民主主

義の正統性が確保されるためには、市民社会概念に、コミュニケーション的自律(communicative autonomy)という規範が含まれていなければならない。このときコミュニケーション的自律が意味しているのは、「社会におけるコミュニケーション的相互行為を通じて、規範、意味、価値、アイデンティティを、アクターが形成し批判し再生産する自由」(Chambers[2002: 93])のことである。

もちろん、このコミュニケーション的自律は、市民の個人的な自由の条件としても理解されねばならない。つまり、コミュニケーション的相互行為を様々な支配や権力から自由にするということは、個人的自律を実現することと結び付いているのである。なぜなら、諸個人は他者との社会的な相互行為を通じて生の構想を展開させていくからである。コミュニケーション的相互行為は、個人と社会を関係付けているのである。それゆえに、こうした関係性を前提に市民社会を概念化するならば、諸個人の自律は、政治的集合体の自律と同時に、熟議の過程を通じて実現されることになる。

こうした理解は、「自律」を、諸個人の選択の自由に還元できないことを意味している。熟議民主主義論がこうして自律を理解する限り、諸個人の選好を所与のものとして扱う民主主義の集計型(aggregative democracy)理解とは折り合いが悪い。熟議民主主義論は、ハーバーマスのコミュニケーション的行為の理論を引き継ぎ、政治を戦略的行為に還元しないようにしている。市民社会概念が重要であるのは、「自律」概念を通じて、道徳的・倫理的討議を可能にする条件を理念として示す必要があるからである。このとき熟議民主主義という理念は、既存の権力体制に対して批判的なコミュニケーションを意味することになる。

II.3. アソシエーションとネットワークの熟議民主主義

このように市民社会を批判的コミュニケーションの場として理解し、公共圏を、民主的自律を実現させるプロセスの中で理解する仕方は、英米圏の熟議民主主義論に基本的枠組みを与えている。その理論家で代表的なのが、ドライゼクとベンハビブである。彼/女らは、以上のようなハーバーマスの市民社会・公共圏概念を受け継ぎ、しかしそれよりラディカルに、熟議民主主義の可能性を、制度的な意思決定過程ではなく、むしろ市民社会における公共圏に見出している。

セイラ・ベンハビブ(Seyla Benhabib)は、ハーバーマスの討議理論に依拠しながら、しかし二回路制を構想する熟議的政治よりもラディカルな熟議民主主義の理念を提示している。それは法の正統性に熟議民主主義の理念を回収させず、公共圏の有する民主化の可能性にもっぱら着目するものである。

ベンハビブが描く「民主主義の熟議的モデル(deliberative model of democracy)」とは、討議倫理を前提にした民主的政体の構成である。すなわち、ベンハビブによれば、「政体(polity)を構成する諸制度は、自由で平等な諸個人による、公正で合理的(rational)な集合的熟議の過程を通じて、すべてのひとにとって共通に利益となると考えられるものが導かれるように、組織(arrange)されていなければならない」。集合的意思決定過程が、この民主主義の熟議的モデルに近づけば近づくほど、それだけその決定は正統性(legitimacy)と合理性(rationality)を有するとされるのである(Benhabib[1996: 68])^⑥。

しかしベンハビブは、こうして提示されるモデルの諸規定 specifics を、社会全体を統合するような制度のレベルへと直接適用することはできないし、その必要もないと主張する。なぜならベンハビブは、公共圏概念に熟議民主主義の

可能性を見出しているからである。つまり熟議は、「緩やかに結び合わされた(loosely associated)、複数的な焦点をもつ(multiple foci)、自由で自発的なコミュニケーションのプロセス」(Benhabib [1996: 74])において実践されるのである。そして熟議的モデルの諸規定は、多様な公共圏の形成を通じた批判的コミュニケーションの基礎を提供する。すなわち、「討議モデルの手続き的諸制約は、諸制度の中で、あるいは諸制度の間で、メンバーシップの基準やアジェンダ・セッティングの規則、そして公共的議論の構造化を、批判的に評価するテストとして機能し得る」とされるのである(Benhabib[1996: 70])。

こうしてベンハビブは、熟議民主主義の理念を、全体を統合する熟議のフォーラムによって表象するのではなく、多元的で脱中心的なアソシエーションのネットワークによって表象する。なぜなら「このモデルの手続き的な諸規定は、影響を受ける全てのひとが、それぞれの観点を分節化する権利を持ち得る、アソシエーションの多元的な展開を、何よりも重視しているからである」。それゆえにベンハビブは、匿名の「公共的な会話(public conversation)」を生み出すものとして、アソシエーションやネットワークが多元的な諸形式において相互に結び合わされる網の目に着目するのである(Benhabib[1996: 73-4])。こうしてベンハビブは、ハーバーマスよりもラディカルに、公共圏を形成する市民によるアソシエーションやネットワークに、熟議民主主義の潜勢力を見るのである。

II.4. 自己限定的で多元的な市民社会

このように熟議民主主義の理念を市民社会や公共圏概念に結び付けて理解するとき、市民社会や公共圏を構成する諸主体が自ら国家権力を奪取する訳ではないことに重要な意義がある。もし市民による自発的アソシエーションやネットワークが国家権力に結び付く、あるいは取り

込まれるならば、公共圏概念に結び付けられている批判的コミュニケーションを可能にする自律性を失ってしまう。

たとえばドライゼク(John Dryzek)は、歴史的に市民社会は、国家に批判的で対抗的な領域であったと捉えている。それゆえに、社会運動の登場は、近代国民国家の登場と同時であったとされる。その上でドライゼクは、「もし民主化への駆動力が、国家ではなく市民社会の対抗性にあるのなら、市民社会や民主主義が繁栄するために、国家の利益代表機能がある程度排他的である方が望ましい」と指摘する(Dryzek[2000: 104])。この「ある程度排他的」というのは、国家が市民社会の活動を妨害しないことを意味している。ドライゼクは、市民社会を、国家権力から自由な、自律的コミュニケーションの場として捉え、そこにこそ民主化への可能性があり、規範的意義があると考えている。それゆえに市民社会を構成する諸主体が、自ら国家権力を握らない方が望ましいのである。ドライゼクは、たとえば西ヨーロッパ諸国におけるコーポラティズム体制を、市民社会に宿る民主化への潜勢力を引き出す「ある程度排他的な」制度の例として挙げている(Dryzek[2000: 106])。

ただし、労働者の組織化が弱まり、アイデンティティや文化的差異などの政治的重要性が増してきた現在の複雑化した社会では、市民による自律的コミュニケーションが、反省的(reflexive)で多元的(plural)であることを認識しなければならない。

ドライゼクは、批判的で反省的な「討議」の性格を強調するために、自らが主張する熟議民主主義論を、「討議民主主義(discursive democracy)」と呼び変えている。この討議概念には、アイデンティティや差異を不斷に交渉していくという意味が含み込まれている。つまり、このドライゼクが概念化する討議とは、「言説の抗争(contest of discourses)」を意味しており、それは「フー

コーのそれよりも非常に緩やかに規定された」意味での、諸々の「言説(discourse)」によって構成される。さらにここでの「言説」とは、「言語に具現化された世界についての共通の理解の様式」のことであり、このような諸言説は、フーコーの規定とは違って、「われわれが反省的に選び取ることができる対象」である。つまり、討議は反省的であり、この反省的諸言説は、一方でアクターの立場(positions)を規定するが、しかし他方では、その言説それ自体がアクターの相互行為や抗争(contestation)の結果でもあるのである(Dryzek[2001: 658])。

ドライゼクは討議を、このような反省的性質を持つ言説の抗争として捉えることで、討議民主主義論を、アイデンティティの多様性(different identities)に適応させようとしている。差異を強調する政治理論は、一般的に、熟議民主主義論が、熟議の過程を合理的な論証(rational argument)の過程としていることを批判する。なぜなら、合理的な論証の基準とされる「理性」性が、画一的で排他的な性格を有していると認識されているからである。しかしドライゼクは、こうした討議概念によって、アイデンティティの多様性を保障しようとしている。なぜなら、アイデンティティというのは、そもそも何らかの言説と固く結び付いているからである(Dryzek[2001: 660])。つまり、もしアイデンティティがドグマティックに主張されるのではなく、反省の対象とされるならば、言説の抗争としての討議は、差異を消し去ることなく、その内部に含みこんでいることになる。こうして討議民主主義は、「差異」を横断したコミュニケーションの必要性を認識している点で「多元的(pluralistic)」であり、既存の伝統を疑問に付す点で「反省的(reflexive)」であるとされる。そしてこれが市民社会の潜勢力を引き出し、民主化への制約や機会を不断の変化に開いていくという点で「動態的(dynamic)」である(Dryzek[2000: 2-3])とさ

れる^⑦。

II.5. 自発的アソシエーションによる民主的包摂

このようなベンハビブやドライゼクによる市民社会や公共圏の概念化では、自発的アソシエーションに重要な意義が与えられている。国家や市場経済の論理から相対的に自律したコミュニケーション的相互行為を通じて、自発的アソシエーションが公共圏を生み出し、既存の政治体制や社会経済的な構造に対して、批判的に機能することが想定されている。

これは、民主的な「包摂(inclusion)」を可能にする、という意義にも関連している。たとえばアイリス・ヤング(Iris M. Young)は、市民社会を、批判理論と同様に、国家と経済から相対的に自律した、利益追求型ではない、日々の生活やコミュニティ活動から生まれてくる、私的アソシエーションのセクターとして捉えている。そして、こうした「市民社会における自発的に組織化された活動」が、政治的に周縁化されている人々を包摂することを可能にするという。なぜなら、自発的アソシエーションは、「自らの経験や利益やニーズが、社会的にも政治的にも周縁化されていると信じる人々に、社会的ヴォイスを展開することを可能にさせる」からである(Young[2000: 164])^⑧。この意味で自発的アソシエーションは、民主化の潜勢力をもつものとして理解される。「公共圏を生み出す市民活動は、フォーラムを多様化し公共的討議に人々を代表=表象することによって、そして公的役職にある人々や権力を持つ私的アクターに説明責任を果たさせることによって、民主主義を可能にし、時には深化させることができる」というわけである(Young[2000: 164])^⑨。

II.6. 熟議民主主義の正統性

こうして熟議民主主義における公共圏や市民社会は、規範的に、国家や経済の論理に対して

批判的意義をもち、民主的な包摂を可能にする、差異に開かれた活動や討議の空間として概念化される。こうした公共圏や市民社会概念が、集合的意思決定の正当化過程に、民主的正統性の一つの源泉として、位置づけられるのである。つまり、ハーバーマスの熟議的政治において、政治的正統性は、どれだけ公式的な意思決定が、公衆の意見形成を反映しているかによって測られる。あるいはドライゼクの討議民主主義においても、集合的意思決定が正統性(discursive legitimacy)を有するのは、その決定が、どれだけ公共圏において展開されている抗争的な諸言説のバランスに応答的(responsive)であるかによって測られる。ただし、討議民主主義において、言説の抗争が正統性の基盤となるためには、この言説のバランスそれ自体が、脱中心的でおかつ行為者による反省的なコントロールに従属していかなければならない、という留保がつく(Dryzek[2001: 652])。

III. 「市民社会」「公共圏」概念の諸問題

以上のように、ハーバーマスの討議理論を継承する熟議民主主義論では、公共圏や市民社会概念に、①国家や経済の論理から自律したコミュニケーション、②批判的で反省的な討議の空間、③自発的アソシエーションによる多元性と包摂、④民主的正統性の源泉、といった意義と役割が与えられている。しかしこうした連関を想定するには経験的に問題を孕んでいることが指摘されている。

第一に、市民社会とは具体的に何を指しているのかという問題がある。市民社会を概念的に規定するには、現実はあまりに複雑である。それゆえに、熟議民主主義の理念とは異なり、自発的アソシエーションや市民個々人の間に不平等が存在している可能性は否めない。つまり、それだけ規範としての市民社会や公共圏概念は実行不可能な理念に映るのである。たとえばチ

ヤンバースとコップスタイン(Simone Chambers and Jeffery Kopstein)は、構造的に社会的経済的不平等が存在するとき、ある人は、既存の自由民主主義体制では自らの主張が効果的に反映されないことで希望を失い、反民主的なアソシエーションへと向かうと指摘している (Chambers and Kopstein[2001: 856-9])。これまで確認してきたように、熟議民主主義論が市民社会や公共圏に民主化の可能性を見ているのは、市民の熟議への参加を、アクセス可能で効果的な影響力をもつ形態として想定しているからである。しかし、もしその熟議への参加が実際に効果的に機能しなければ、人々は参加する動機を失ってしまうだろう。場合によっては、反民主的言動へと人々を向かわせるのである。既に見たように、ドライゼクは、市民社会を国家に対抗的で批判的な領域として概念化したが、しかしその民主化の力が発揮されるのは、対抗的・批判的諸力が反民主的なものに向かわない限りにおいてである。したがって、たとえばテロリストは公共圏を構成しているとは言えないと指摘される(Dryzek[2000: 100])。市民社会や公共圏は、その規範的理念として、国家権力を奪取し既存の社会的経済的構造をも転覆させるような政治的活動を行う空間ではない。市民社会は、この意味で自己限定的である。しかし、現実に社会的経済的不平等が存在するとき、こうした規範的意義がむしろ、効果的に開かれた政治参加を構造的に不可能にしてしまう条件として機能する可能性がある。

これを市民個人の立場から見れば、公共圏を構成し政治的影響力を行使しているのは、組織化された活動形態をもつ人々や、討議能力に長けた人々ばかりだ、ということになる。組織化されていない日常の市民は、たとえ発言の場が与えられたとしても、その声がどれだけ聞き入れられるのか心許なく思う。制度として平等な発言権を確保したとしても、実質的に平等な政

治的影響力を実現できないならば、公共圏の規範は空疎化する。確かに、市民社会における多様な意見や利益の表出過程全体を熟議の過程として概念化すれば、それは内部に多元性を含み込むという点で包摂的(inclusive)である。しかしそれは諸々の不平等の存在に積極的に対処しない点で排他的(exclusive)もある。こうした排除が存在する限り、熟議民主主義の正統性は確保されない。

第二に、個人主義と多元主義に関する問題がある。熟議民主主義論において市民社会概念は、諸個人の自由と平等が権利として保障される諸関係としても理解される。とすれば、道徳的人格としての個人は、熟議に参加するか否かを選択することができる。参加したいときに参加し、特に関心のない場合には参加を強制されない。公共圏概念は、こうした市民の自発性を尊重する規範でもある。ワレン(Mark Warren)が指摘するように、現代社会では、その多元性ゆえに、分業が可能となり、政治参加の形態も多様化した。市民は多様な可能性の中から選択できるようになったのである(Warren[2002])。しかし、こうした前提に立つとき、熟議へ参加する動機は、共通の利益を目指すというより、自らの利益を増進させる、あるいは表明することに重点が置かれるのではないか。確かに、たとえ自己の利益や関心を動機に熟議へ参加するとしても、結果として社会的価値の増進に寄与する場合があり、戦略的な動機を全て否定できるわけではない。しかし、問題となるのは、市民が熟議に戦略的動機によって参加するか公共的関心に基づいて参加するかというよりも、むしろ公共圏を多元化することによって、市民社会が戦略的要素を含み込まざるを得なくなるということである。ヤングが指摘するように、自発的に組織化された活動だけでは、たとえば社会的な投資(socially directed investment)を確保することには限界もあるだろう(Young[2000: 186])。

同様の問題が、市民社会や公共圏を、対抗的・批判的意義を有する理念として捉える場合にも現れる。対抗的・批判的公共圏概念は、議会などで表現される制度的公式的な政治的意志とは異なる意見や立場を「公共的」なものとして理解する概念である。しかしこうした批判的公共性は、国家の意思決定や市場の経済活動に、さらに広く世論に対して影響を与えることを目的にして獲得されるものである。確かに、個々の公共圏では、平等で自由な熟議に基づき意見形成が行われているかもしれない。しかし、こうした活動や言論全体を市民社会という概念で括るとすれば、そこには多様なグループや個人が、政策や世論に自らの主張や利害を反映させようとする、戦略的な行為が含まれることになる(Parkinson[2006: 28])。しかし戦略的行為は、熟議民主主義の正統性の理念に反している。この場合、人々は他者の説得に開かれた態度を採用しておらず、自らの選好を変容させる可能性も低い。市民社会を、公共圏が多元的に展開される空間として概念化すれば、熟議民主主義論の特徴である「選好の変容」を放棄することにもなりかねない。特に、もし人々の間で文化や宗教などの信念同士の対立が根深い場合、市民社会の規範的意義は空疎化する (Dryzek[2006: 47])だろう。

つまりこれは、市民社会がどれだけ反省的であるかという点と関係する。すなわち、個人の道徳的自律と市民社会の多元性が認められるなら、その諸主体は、たとえばイデオロギーに対してどれだけ反省的であるだろうか。多元的な空間として市民社会を規範的に捉えれば、その多元性の承認ゆえに、逆に無反省的な態度を助長することにもなりかねない。あるイデオロギーや特定のアイデンティティを、偏狭なものとして排除すべきか、それとも平等に考慮すべきものか、決め兼ねる事例もあるだろう。

さらにメディアを通じた情報の操作が、市民

社会の反省的性格を掘り崩す。たとえばチャンバースは、市民やエリートが常に人気取りを目指す国民投票的な傾向性に脅かされていることを指摘する(Chambers[2009])。「熟慮」に基づく「討議」ではなく、「情念」に基づく「動員」が懸念されるのである⁽¹⁰⁾。

第三に、そもそもハーバーマスによる国家と市民社会の区別を前提にして熟議民主主義を構想することに問題があるとも指摘される。チャンバースとコップスタインによれば、こうした理論構成では経済的な不安定性(economical insecurity)といった社会的正義の問題に十分に対処することができない。なぜなら第一に、国家と市民社会の区別がシステムと生活世界の区別に結び付けられ、市民社会の主体を常に民主的によいものとして扱う二分法をもたらしてしまうからである。つまり、国家権力や経済活動を最終的に正当化するのは市民社会とされるのである。第二に、手続き主義を採用することで、公正な正義のシステムが作動するか否かを、熟議への参加者に依拠させてしまうからである。もし様々な不平等が参加を歪曲し、しかもこの不平等が問題化されることすらないならば、社会的正義は実現されなくなるだろう(Chambers and Kopstein[2001: 858-9])。

以上のように、熟議民主主義を実践する場として市民社会や公共圏を規範的に概念化するには問題を孕んでいることが分かる。

IV. 熟議民主主義の制度化とその諸問題

とはいっても、何らかの統一性に基づいた集合的行為主体(政治共同体)を想定できない、複雑で多元的な現代社会において、市民社会や公共圏の理念を放棄してしまえば、熟議民主主義の理念を実現するのは極めて難しくなる。それでは、どのような選択肢が残されているだろうか。

たとえば、前節で整理した第一の問題に対処する一つの方向として、構造的な社会的経済的

不平等を是正していくことがある。つまり、市民が効果的な仕方で熟議に参加できるために、熟議への実質的な平等を実現していくことである。これは、第二の問題に対処する意義をも含んでいる。というのも、市民社会の諸主体が影響力を競って戦略的に行行為することを現実に避け得ないならば、そうした戦略的行為によって市民社会内部の不平等が熟議民主主義の理念を空疎化させることがないようにしなければならないからである。しかし、これでは反省性の問題に対応できていない。そこで、熟議民主主義論は、実際の熟議へ参加することの教育的効果を、すなわち他者と相対し、意見の多様性を尊重する態度を身に付ける効果を、主張することになる。市民が実際に意見を表出できると同時に、他者の意見や利害を考慮しなければならない熟議の制度を構想していくことが必要である。

以下では、こうした方向性を考慮して二つの問題を考察したい。第一は、市民の参加の機会を拡大する多様な制度を発展させていくことについてである。欧米諸国では既に実験的に多くの熟議フォーラムが実施されている⁽¹¹⁾。第二は、熟議への参加が実質的に自由で平等なものとなるための、熟議民主主義における平等についてである。

IV.1. 代表制の問題

では、熟議民主主義の理念を実現していく具体的制度は、どのように構想されねばならないだろうか。このとき考慮すべきなのは、多様に展開される公共圏を市民社会概念によって括り、熟議民主主義のプロセスを高度に抽象的なレベルで捉えると、社会的経済的不平等の問題に対処できず、戦略的・情念的に無反省的態度を助長する可能性を生んでしまうことである。

既に見たように、市民社会や公共圏に着目する熟議民主主義論は、公式的意思決定の制度として代表制を前提にしている。市民社会は、代

表制民主主義を補完し、さらなる民主化を可能にしていく期待を負っている。通常、代表制民主主義において、代表者は、その有権者に対して特定の利害関係を持っており、その特定の利益を実現する役割を担っている。代表者は有権者に対して説明責任を果たさなければならぬ。しかしそれでは、市民社会や公共圏は、代表制とどのように関係するのだろうか。形成された公共圏では、誰が誰に対して説明責任を負うということはない。公共圏概念はこうした意味で抽象的理念である。世論を特定の誰かの意見に還元し得ないと同様である。問題は、代表者が熟議を行う議会と、有権者が意見表明や問題提起を行う公共圏とを、どのように具体的に結び付けるかである。

市民社会や公共圏が、公式的な意思決定に間接的に影響を与えるだけでは、熟議民主主義論が提示する「その決定に影響を受けるすべての人の参加」に反する。代表者以外の、熟議に参加しなかった人々が同意できない決定は、熟議民主主義では理念的に正統性を有さない。確かに、現実社会では、その複雑性と多元性ゆえに、満場一致のコンセンサスは不可能である。しかし、自發的アソシエーションや社会運動などに参加の形態が制約されれば、市民は、社会に流布している言説に影響を与えるということでしか政治過程にプレゼンスをもっていないことになる。そこで、ヤングが指摘するように、公共圏が、その機能として、市民を諸権力へと政治的に関係付けるように、制度的工夫がなされるべきことが提案される。もちろんそれは、直接的に権力を行使するのではなく、「対抗的な説明責任の空間」として、そして実際に「政策に影響を与えていたるか」によって、その健全性が測られるような機能(Young[2000: 173])でもよいだろう。つまり、代表制による公式的な意思決定に、匿名的に形成される公共圏を関係付ける、すなわち、多様な意見や利益が表出され考

慮される公共的な討議へと、両者を制度的に関係付けていく工夫が、一つの可能性として提案されるのである。

IV.2. 市民参加の熟議

たとえば、ガットマンとトンプソン(Amy Gutmann and Dennis Thompson)は、熟議の場を、公式的な議会や裁判所などの諸制度に限定せず、彼らが呼ぶ「中間的な熟議の場(middle land of deliberation)」としての、熟議のフォーラムに射程を広げる。つまり、通常の市民が公共的な問題について議論し決定を行う場は、熟議のフォーラムと考えられる。それは政府が設置するものに限らず、草の根組織や専門家やシェアホールダーなどによる会議、また病院の市民委員会などをも含んでいる(Gutmann and Thompson [1996: 12-3])。

興味深いのは、ガットマンとトンプソンが、企業も、今よりも熟議民主主義に服さねばならないと考えていることである。社会的経済的な基本構造に支配力を持つ企業は、市民の基本的自由や機会に影響を及ぼすがゆえに、こうした企業の活動に対して市民が問題を提起し議論することのできるフォーラムが必要だというわけである。たとえば、企業の経営や経営委員会を監視できるシェアホールダー組織は、政府と市民社会の両方を射程に含む公共的な熟議を主張する点で重要とされる(Gutmann and Thompson [2004: 34])。

確かに、「その決定によって影響を受ける人々」の範囲を見極めるのは困難な問題である。しかし直接影響を受ける人々ですら意思決定過程に意見できないのでは、民主的な社会とは言えない。ガットマンとトンプソンは、多様なレベルの意思決定に、たとえ市民個人でも参加できる、意見交換や討議のフォーラムを熟議民主主義の理念から引き出すのである。

IV.3. 熟議フォーラムの問題

しかし、このように熟議フォーラムを制度化しても、市民社会や公共圏概念にまつわる諸問題をすべて解決する訳ではない。パーキンソン(John Parkinson)は、市民参加型の熟議フォーラムの実証研究に関わりながら、理念と制度の関係性について考察を展開している(Parkinson [2006])。

確かに、熟議フォーラムの制度化には、代表制を補完し反省的討議を実現するという意義を読み込むことができる。しかし、たとえ熟議フォーラムを制度化しても、理念として示される熟議民主主義の正統性を実現できないことに変わりはない。それゆえに、ドライゼクが議論しているように、熟議民主主義の正統性は、市民社会という抽象的なレベルで実現されるものと捉える方が現実的なのである。この理由をパーキンソンは主に二つ挙げている(Parkinson [2006: chap2])。第一は、既に確認した、代表制の限界である。熟議民主主義の理念では、すべての人の非強制的な同意が民主的正統性の条件であることから、代表者以外の人を熟議から除外するのは条件に反している。もちろん代表制が肯定されてはいる。しかしたとえその代表者を熟議によって選出しても、代表者は有権者を一貫して代表=表象することはできない。なぜなら、代表者は熟議のプロセスで自らの選好を変容させる態度をもっていかなければならないからである。なるほど、それでも代表者が有権者に対して説明責任を果たせばその分だけ代表機能を果たすことができるかもしれない。しかし有権者も代表者と同様に自らの選好を変容させるとは限らない。しかも問題や状況ごとに代表=表象されるべきものが変わるのであるから、特定のフォーラムで複合的な問題を扱うには限界がある。それゆえに熟議民主主義の正統性の理念は、代表制だけでなく制度化にも対立的さえあると考えられる。例えばファング(Archon Fung)が

「ミニ・パブリック」⁽¹²⁾として概念化する、ランダム・サンプリングに基づいた市民参加型の熟議フォーラムにも問題がある。確かに、参加者がサンプリングによって選出されるのは公平であるかもしれないが、しかしサンプリングそれ自体が熟議を経ていないために、誰を代表し誰に対して説明責任を負うのか、参加者と非参加者との関係性を明確化できないのである。それゆえにミニ・パブリックで出した結論と、その周辺で展開される社会運動の主張とが対立する場合、どちらに民主的正統性があるのか分からなくなる。

第二の理由は、動機の問題である。人々が、自らの信念や意見を変える態度をもって熟議に参加する動機は何なのか。やはり人々が意思決定討議に挑む動機は、自らの利害や主張を結果に反映させようとするからではないのか。たとえば熟議をすることによって、かえって熟議の前に抱いていた特定の信念や利益に対する要求を強くする可能性(group polarization)が指摘されてもいる(Sunstein[2002])。また、特定のフォーラムで、いかに議題を設定するかという問題もある。通例そのフォーラムの組織者が議題を設定するが、ここに偏りのある可能性がある。たとえ自由に参加者が議題を設定できるとしても、それではなぜ参加者は特定のフォーラムに集まるのか。さらに、既存の社会的経済的構造がアジェンダ化を制約している可能性も払拭できない。

以上のように、熟議フォーラムを制度化しても、熟議民主主義の正統性を実現するのには困難がある。しかしかといって、たんに抽象的なレベルで熟議民主主義の理念を留めておくのにも問題がある。したがって、その中間的な形態を示す構想が必要とされるのである。

IV.4. 「熟議のシステム」というヴィジョン

こうした熟議民主主義のヴィジョンを提示す

る概念として注目されるのが、マンスブリッジ(Jane Mansbridge)が言う「熟議のシステム(deliberative system)」である。マンスブリッジは、多様に存在する熟議の場を全体としてみれば「熟議のシステム」と呼ぶことができるという。すなわち一方では、公共的な事柄に関する通常の市民の会話があり、有権者と代表者との間のやり取りがある。そして、ある程度組織化されたところでは、社会運動家やメディアによる政治的議論がある。他方では、公共的な会議や議会で行われる公式的な意思決定がある(Mansbridge[1999]; Hendriks[2006: 497])。これらの多様な熟議の場(venues)が、全体としてみれば、熟議のシステムを構成しているという訳だ。

しかし、こうした一連の熟議の場は、相互にどのように関係しているのだろうか。マンスブリッジによれば、熟議のシステムを構成している多様な熟議の場は相互に複雑な影響関係にある。たとえばメディアや社会活動家は、その政治的議論を通じて、視聴者や通常の市民に影響を与える一方、その逆に影響も受けている。しかし、実際には、「熟議のシステム」と呼べるほど、多様に構成される熟議の場のすべてが相互にサポートする関係にある訳ではないだろう(Mansbridge[1999: 213])。ヘンドリクス(Carolyn Hendriks)は、特に公式的なフォーラムにおいては、実証的にも、その外で展開されている討議(discursive context)と常に関係し合っている訳ではないと指摘している(Hendriks[2006: 498])。したがって、もしマンスブリッジが、政府の公式的な意思決定を熟議の過程に結び付け、しかもそうした熟議の過程で市民が効果的な力をもたねばならないとするならば、それではどのように政府の公式的な意思決定過程に市民の討議を結び付けるのか明確にすることが課題となる。しかしマンスブリッジは、その影響関係を具体的に制度化する議論を行ってはいない。

そこでヘンドリクスは、より統合的な熟議のシステム(integrated deliberative system)を主張する。この統合された熟議のシステムは、批判的な討議を展開する公共的な熟議の現場としての一連の「討議の領域(discursive sphere)」によって構成される。ここで「統合的」というのは、非制度的な討議の領域に参加している人々と、公式的制度的な討議の領域に参加している人々との間で交流する場(mixed venues)が設定されることを意味している。ヘンドリクスによれば、たとえば市民陪審制(citizens jury)や計画細胞(planning cell)などの試みは、交流的な討議の領域として理解できる。また、タウンホールミーティングなど、政治家や官僚、利益団体やNGO、専門家や市民が参加できる開かれたフォーラムも交流的な討議の領域に含まれる(Hendriks [2006: 500-1])。

こうした統合的な討議の領域の構想は、ボーマン(James Bohman)の提案にも見られる。ボーマンは、公共圏を構成する市民の参加を重視し、特に行政組織による計画の実行を公共的熟議から制度的に分離させないことを主張している。ボーマンは、ハーバーマスの熟議的政治における二回路制を、複雑化した現代社会における民主主義の、ラディカルな側面を維持する一つのモデルとして評価する。しかし、二回路制が公共的熟議を非制度的な正統性の条件へと還元するならば、人民権は実質的意味を持たなくなるという。ハーバーマスが行った、公式的な公共圏と非制度的な公共圏との厳格な分断は、熟議民主主義における「自律」を制限し、人民権の理念から後退させることになるのだ(Bohman [1996: 182])。ハーバーマスは、脱中心化されたコミュニケーション・ネットワークで形成される、非制度的な市民の意見(世論)を公共圏として概念化し、そこに非主体的で匿名のコミュニケーションの合理性を見出す。しかし、こうして討議的同意の理念を高度に抽象化して捉える

ことで、公共圏が意思決定にどのように接続されているのかが明確でなくなる。しかもこうした公共圏の抽象化は、コミュニケーション的合理性に基づく公共圏の单一化を想定させる(Bohman [1996: 180])点で多元性を認識できない。もちろん熟議民主主義の正統性の理念は、複雑化した現代社会では、規模の問題に直面せざるを得ない。そこでボーマンは、二回路制を基本的に受け入れた上で、しかし公式的な意思決定と市民による意見形成とを、熟議的に結び付けようとするのである。こうして議会や行政の周辺に多様に公共圏を創生させていくことが提案される(Bohman[1996: 190-1])。既に存在する公聴会などの諸制度は、単に意見を聞くだけでなく、どのように意見が政策に反映されたか、市民に対し説明責任を果たす場として効果的に機能させなければならない。つまりボーマンは、たんに対抗的な公共圏を形成するのではなく、問題解決型の熟議フォーラムを設置することで、意思決定過程と公共圏とを接続していくこうとしているのである。

IV.5. 熟議民主主義における「平等」

このように議会や行政を、熟議フォーラムを通じて制度的に市民の意見形成と接続していく提案は、公共圏概念を具体化していく意義がある。それは熟議フォーラムの多様性・多元性を認識する点で抽象的レベルをもつが、他方で公共圏を制度的フォーラムと結び付けることで具体的レベルを含んでもいる。しかし、こうして熟議への参加が制度的・手続き的に保障されたとしても、それは形式的であるに過ぎないという批判は残る。

既に見たように、チャンバースとコップスタインは、市民社会や公共圏の理念に反する経験的問題を指摘した。そしてその原因の一つとして社会的経済的不平等が見出されたのである。そこで、こうした不正義に対処するために、国

家の役割について再検討するのは、一つの選択肢として重要である(Chambers and Kopstein[2001: 858-9])。

では、熟議民主主義論の立場から、どのような社会的経済的不平等の是正を主張できるだろうか。確かに、熟議民主主義論ではパラドックスが指摘されてきた。つまり、熟議を行う前に正義の内容を決めるることはできないが、正義の内容を前提にしなければ「自由」で「平等」な熟議を行うことはできない、という循環問題である。これゆえに、チャンバースとコップスタインが指摘するように、国家と市民社会の区別を前提とする限り、社会的経済的不平等の問題に積極的に対処できないかもしれない。そこで以下では、こうした問題を念頭に置きつつも、あくまで熟議の価値を論じていく立場を探り、熟議民主主義の理念が含意する「平等」とは何かについて考察していきたい。

熟議民主主義論において社会的経済的不平等の側面に焦点を置くときに確認すべきのがジョシュア・コーベン(Joshua Cohen)の議論である⁽¹³⁾。コーベンは、熟議民主主義の手続き的的理念を提示するなかで、実質的な平等に関わる原理を挙げている。すなわち、権力や資源の配分状況が、熟議の過程に参与する機会を左右したり、権威的な役割を演じたりしないようにしなければならない、としているのである(Cohen [1989a: 22-3])。そしてコーベンは、特に経済問題に関する公共的熟議では、そのプロセスを実質化させるために、社会主義的政策をも正当化できる、とするのである(Cohen[1989b])。たとえばそれには、投資の公共的なコントロール(public control of investment)や、労働者による自主管理(workers self-management)が含まれる⁽¹⁴⁾。

こうしたコーベンの主張は、手続き的的理念が民主的平等や自律を実現するために、公共的熟議が投資や企業経営にも拡大され得るとするものである⁽¹⁵⁾。これに対し、ボーマンは、経済活

動の規制にまでは及ばない熟議における平等を提示している。ボーマンは、アマルティア・セン(Amartya Sen)のケイパビリティ概念を援用することで、熟議の平等を実質化しようとする(Bohman[1996: chap.3]; Bohman[1997]))。ここでケイパビリティが意味しているのは、各人が熟議において、完全に、そして効果的に政治的機会や自由を使用できることである。したがって、こうしたケイパビリティを不平等にする社会的状況やコミュニケーション能力・技術の不平等は是正されなければならないことになる。確かに、この社会的状況には資源の不平等も含まれる。しかしボーマンによれば、熟議民主主義論にとって問題なのは、資源の不平等だけというよりは、むしろそれによって政治的影響力の不平等が帰結することである。したがってボーマンは、市民が、社会的地位や経済的資源の多寡に関わらず、熟議を主導する能力において平等でなければならないことを主張するのである(Bohman[1997: 337])⁽¹⁶⁾。熟議の過程では、理由を提示し、他者と議論し説得するコミュニケーション能力が必要とされるが、ボーマンは、これを可能にするコミュニケーション的自由を機能させる(functioning)ことで平等を実質化しようとしている。

しかし、こうしたボーマンの議論は、直接に物質的平等の範囲について議論することを回避している。これに対し、ナイトとジョンソン(Jack Knight and James Johnson)は、ボーマンと同様、熟議民主主義における平等を政治的影響力の平等(equal opportunity of political influence)としながらも、しかしそれは物質的な資源(material resources)の平等にまで及ぶと考えている(Knight and Johnson[1997])。ナイトとジョンソンによれば、社会的権力と資源の平等な分配も、熟議民主主義における平等を実質化するためには含まれるのである。こうした平等を実現するためには、経済的資源を政治過程で利用することを規

制し、選挙活動を公費で賄うといった、諸規則が必要とされる。しかしそれだけでなく、ナイトとジョンソンは、 Przeworski and Wallerstein[1988] を参照しながら、物質的資源の非政治的な利用をも制限する必要がある、と主張する。なぜなら、資本主義経済における市民は、その経済社会構造によって資本家に有利な利益や見解を支持する傾向にあるからである (Knight and Johnson[1997: 293-5])⁽¹⁷⁾。こうして熟議民主主義における平等を実質化するために、非政治的な領域においても物質的平等を実現する必要があると主張されるのである。

しかし、上で述べたように、熟議民主主義の正統性の理念は循環構造をもっている。しかも国家と市民社会の区別を前提とするならば、そこに社会の複雑性と多元性とが絡まり合い、「自由」と「平等」の規範的緊張関係が問題化する。熟議民主主義論は、この緊張関係をどのように分節化するかが問われているのである。つまり、平等を実質化するために、熟議の結果をも制約するところにまで熟議民主主義の理念を広げるべきかが問われている。

確認すべきなのは、「熟議のシステム」という抽象的レベルで理念化する熟議民主主義論の利点である。マンスブリッジは、すべての人の意見や利害を結果に反映させなければならない訳ではないことを指摘している。確かに、熟議の過程は、理念として、政治的・経済的・社会的権力から自由でなければならぬと主張する。しかしそれは、相互に理由を提出し合い正当化する実践において「よりよき論証(the better argument)」のみが、同意を引き出すことができるという意味である(Mansbridge[1999: 225])。なるほど、こうして熟議民主主義論を理解すると、保守的意味合いが出てきて、ハウプトマン(Emily Hauptmann)が指摘するように、批判的契機が鈍る。参加民主主義論が構想していたよう

な、社会構造を変革する可能性が放棄されることにもなり得る(Hauptmann[2001])。しかし、現代社会は複雑で多元的である。それゆえにこそ熟議民主主義論は、市民社会や公共圏概念に訴えたのである。もし熟議の結果をも制約するところにまで平等の範囲を広げるならば、そうした複雑性と多元性を捨象することにもなりかねない。したがって問題は、多様な公共圏によって構成される熟議のシステムが、その多元性を維持しながら、そして多元的であるがゆえに、平等が達成されるような方法を見定めていくことであろう。

V. おわりに

本稿では、熟議民主主義論における公共圏や市民社会概念の意義について検討してきた。国家と市民社会の区別を前提とする熟議民主主義論において、公共圏や市民社会概念は、制度的に規模の問題を解決する意義をもっている。理念的には、コミュニケーション的自律に基づく批判や反省、また多元性や包摂、そして民主的正統性の源泉といった、民主化への意義が与えられている。

しかし、現実には、市民社会にそうした規範的意義を結び付けるのには問題がある。市民社会とは何か、という問題が残り、社会的経済的不平等や戦略的行為・反民主的態度などの存在が指摘されるからである。それと同時に、民主的な自律を抽象的なレベルで捉え(言説など)、実体的な主体を想定しないならば、そしてまた市民社会で形成される公共圏が公式的な意思決定に間接的に影響を及ぼすに過ぎないとするならば、戦略的行為や非反省的態度に実質的に対応できず、むしろ熟議民主主義の理念から逸れることになる。

そこで、熟議民主主義を抽象的レベルで捉える利点を残すと同時に、公共圏を具体的制度に結び付けていく、「熟議のシステム」というヴ

イジョンが提示される。個々の熟議フォーラムは、意思決定過程に制度的に接続され、政治権力の行使に対して説明責任を確保する期待を負っている。確かに、それぞれのミニ・パブリックでは熟議民主主義の手続き的理念を完全には実現することができない。しかし、多様に熟議フォーラムが創出されることで、多元性を確保し、多様な意見や主張を包摂することができる。これは、公共圏が民主的正統性の源泉となる条件でもある。つまり、こうした多様な熟議フォーラムが全体として熟議民主主義の実践と見なされるのである。熟議フォーラムの制度化を取り入れた「熟議のシステム」というヴィジョンは、ある熟議フォーラムそれ一つでは実現できない条件を、多様なフォーラムが創設されることによって補完していく視点を提供できると言える。

註

1. 本稿では、*deliberation*の訳語を「熟議」とする。これは、「討議」の訳語を当てる*discussion*と区別するためであるが、しかしそれだけではなく、「熟慮」と「討議」を併せ持つ概念として認識したいからである。
2. 本稿では、熟議民主主義を規範的な概念として認識する。したがって、市民社会と公共圏概念が熟議民主主義とどのように連関しているかという問題を、実証的経験的問題としてではなく、規範的問題として扱っていく。また、「市民社会」という概念は多義的で論争的な概念である。しかし本稿では市民社会概念の内容を特定することを目的にしていない。あくまで熟議民主主義論の文脈の中で、市民社会概念にどのような可能性や意義が読み込まれているのか、検討する限りにおいて使用する。たとえばジョン・キーン(John Keane)は市民社会概念の使用方法を、記述的使用、戦略的使用、規範的使用の三つに分けているが、本稿では、規範的使用としての市民社会に着目することになる。Keane[1998]を参照。
3. 熟議民主主義を定義すること自体が論争的であるが、しかし民主的な決定の正当化実践に関する規範として熟議民主主義を捉えている点では一致している。主に次を参照。Cohen[1989a]、Manin[1987]、Benhabib[1996]、Bohman[1996]、Dryzek[2000]、Parkinson[2006: 4]。
4. 立憲主義的リベラリズムの熟議民主主義論に関しては、別稿で検討することにしたい。ちなみにロールズは、「市民社会」を「背景的文化(background culture)」として捉え、公共的理性の理念を適用しないとしている(Rawls[1999: 133-4])。
5. 熟議的政治が法を媒体として、ドライゼクが行った区別は、相互に排他的ではないことが分かる。なぜなら、そこでは立憲主義的リベラリズムの諸制度が前提とされているからである。これは、ハーバーマスがホルクハイマーやアドルノとは異なり、リベラル・デモクラシーの諸制度に、「生活世界の植民地化」を和らげる効果

しかし、これでも熟議における平等の問題が残る。本稿では、特に社会的経済的不平等の問題を考察した。熟議の結果をも制約する範囲にまで平等を広げるべきかについては、熟議のシステムの観点から問題化していくことが提示される。つまり、ある特定の熟議フォーラムにおいて、影響を受けるすべての人々を包摂するのが不可能であるならば、多様なフォーラムを創出することが可能となるように、社会的経済的条件を整えていくことである。こうした「平等」がなければ熟議のシステムは民主的正統性を確保できないからである。もちろん、ここには平等の範囲を巡る問題が残されている。しかし、熟議民主主義論は、こうして「参加」と「平等」を具体的に実現していく複合的なプロジェクトとして理解されていかなければならないだろう。

を認めていることを示している(Chambers[2002: 92])。

6. ベンハビブは民主主義の熟議的なモデルにおいて、コーベン(Cohen[1989a])の熟議民主主義の諸理念を参照している。
7. Dryzek[2000: 101]は、こうした自己限定的な市民社会が権力を行使する仕方を次の四つに見ている。第一に、政治的言説のタームを変化させ、政策の内容に影響を与えることによって。第二に、社会運動が集合的運動形態を正当化することによって。また、ある問題を永続的にアジェンダ化し、政治文化に継続的に影響を与え続けることによって。第三に、政策志向的な熟議のフォーラムを構成することによって。第四に、抗議行動が政治的不安定化の恐怖を呼び起こし、政府の応答を引き出すことによって。
8. ただしヤングは、市民社会を、領域的に国家や経済から区別するのではなく、その活動の種類によって区別する。つまり、市民社会は、社会的価値を促進するという特定の目的のために自発的に組織化された活動のことだとされる(Young[2000: 160])。
9. さらに自発的アソシエーションは「社会における問題、利益、ニーズを特定化する機能」をも果たすことができるという(Young[2000: 177])。
10. これは、情念が熟議民主主義から排除されるべきことを意味している訳ではない。
11. 篠原[2004]と篠原[2007]では、欧米における事例が紹介されている。
12. Fung[2003]を参照。
- 13.もちろんコーベンは、経済的・社会的不平等の問題以外にも、表現の自由や結社の自由といった諸権利の問題も、熟議民主主義の手続き的理念として論じている。たとえばCohen[1989a]、Cohen[1998]を参照。
14. 生産手段の集団的所有(collective ownership)は含まれない。
15. ちなみにCohen[1996]では、民主政治に果たす自発的アソシエーションの役割が強調され、公費でその活動を援助することが提案されている。
16. ポーマンはこれを「効果的なコミュニケーション的自由(effective communicative freedom)」と呼んでいる。
17. こうした提案はコーベンの議論と同様の趣旨と言える(Cohen[1989b: 28])。

文献

- Benhabib, Seyla (1996) "Toward a Deliberative Model of Democratic Legitimacy," in Seyla Benhabib(ed.) *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton: Princeton University Press.
- Bohman, James (1997) "Deliberative Democracy and Effective Social Freedom: Capabilities, Resources, and Opportunities," in James Bohman and William Rehg (eds.) *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Bohman, James (1998) "The Coming of Age of Deliberative Democracy," *Journal of Political Philosophy*, (6)2: 399-423.
- Chambers, Simone, and Jeffery Kopstein (2001) "Bad Civil Society," *Political Theory*, (29)6: 837-65.
- Chambers, Simone (2002) "A Critical Theory of Civil Society," in Simone Chambers and Will Kymlicka (eds.) *Alternative Conceptions of Civil Society*, Princeton, Oxford: Princeton University Press.
- Chambers, Simone (2009) "Rhetoric and the Public Sphere: Has Deliberative Democracy Abandoned Mass Democracy?," *Political Theory*, (37)3: 323-350.
- 千葉眞(1995)『ラディカル・デモクラシーの新地平』新評社。

- Cohen, Jean and Andrew Arato (1992) *Civil Society and Political Theory*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Cohen, Joshua (1989a) "Deliberation and Democratic Legitimacy," in Alan Hamlin and Philip Pettit (eds.) *The Good Polity: Normative Analysis of the State*, Oxford, New York: Basil Blackwell.
- Cohen, Joshua (1989b) "The Economic Basis of Deliberative Democracy," *Social Philosophy and Policy*, (6)2: 24-50.
- Cohen, Joshua (1996) "Procedure and Substance in Deliberative Democracy," in Seyla Benhabib(ed.) *Democracy and Difference: Contesting the Boundaries of the Political*, Princeton: Princeton University Press.
- Dryzek, John S. (2000) *Deliberative Democracy and Beyond: Liberals, Critics, Contestations*, Oxford, New York: Oxford University Press.
- Dryzek, John S. (2001) "Legitimacy and Economy in Deliberative Democracy," *Political Theory*, (29)5: 651-69.
- Dryzek, John S. (2006) *Deliberative Global Politics*, Cambridge: Polity Press.
- Fishkin, James S. (1991) *Democracy and Deliberation*, New Haven: Yale University Press.
- Fung, Archon (2003) "Recipes for Public Spheres: Eight Institutional Design Choice and Their Consequence," *Journal of Political Philosophy*, (11)3: 338-67.
- 五野井郁夫 (2006) 「世界秩序構想としてのコスモポリタン・デモクラシー」 『相関社会科学』 (16): 15-34.
- Gutmann, Amy and Dennis Thompson (1996) *Democracy and Disagreement*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Gutmann, Amy and Dennis Thompson (2004) *Why Deliberative Democracy?*, Princeton: Princeton University Press.
- Habermas, Jürgen (1990) *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag= (1994) 細谷貞雄・山田正行(訳) 『公共性の構造転換 第二版』 未来社.
- Habermas, Jürgen (1992) *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag= (2003a) 河上倫逸・耳野健二(訳) 『事実性と妥当性 上』 未来社.
- Habermas, Jürgen (1992) *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag= (2003b) 河上倫逸・耳野健二(訳) 『事実性と妥当性 下』 未来社.
- Habermas, Jürgen (1996) *Die Einbeziehung des Anderen: Studien zur politischen Theorie*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag= (2004) 高野昌行(訳) 『他者の受容』 法政大学出版局.
- Hauptmann, Emily (2001) "Can Less Be More?: Leftist Deliberative Democrats' Critique of Participatory Democracy," *Polity*, (33)3: 397-421.
- Hendriks, Carolyn M. (2006) "Integrated Deliberation: Reconciling Civil Society's Dual Role in Deliberative Democracy," *Political Studies*, (54): 486-508.
- Keane, John (1998) *Civil Society: Old Image, New Vision*, Cambridge: Polity Press.
- Knight, Jack and James Johnson (1997) "What Sort of Political Equality Does Deliberative Democracy Require?," in James Bohman and William Rehg (eds.) *Deliberative Democracy: Essays on Reason and Politics*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Macedo, Stephen (ed.) (1999) *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, Oxford, New York: Oxford University Press.
- Manin, Bernard (1987) "On Legitimacy and Political Deliberation," *Political Theory*, (15)3: 338-68.
- Mansbridge, Jane (1999) "Everyday Talk in the Deliberative System," in Stephen Macedo(ed.) (1999) *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, Oxford, New York: Oxford University Press.

- 森政稔 (1997) 「市民社会論のリニューアルとその理論的諸問題」『社会科学紀要』(47): 179-215.
- 森政稔 (2008) 『変貌する民主主義』筑摩新書.
- Parkinson, John (2006) *Deliberating in the Real World: Problems of Legitimacy in Deliberative Democracy*, Oxford, New York: Oxford University Press.
- Przeworski, Adam and Michael Wallerstein (1988) "Structural Dependence of the State on Capital," *American Political Science Review*, (82)1: 11-29.
- Rawls, John (1993) *Political Liberalism*, New York: Columbia University Press.
- Rawls, John (1999) *The Law of Peoples*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.
- Rummens, Stefan (2006) "The Co-originality of Private and Public Autonomy in Deliberative Democracy," *The Journal of Political Philosophy*, (14)4: 469-481.
- 斎藤純一 (2008) 『政治と複数性』岩波書店.
- Shapiro, Ian (1999) "Enough of Deliberation: Politics Is about Interests and Power," in Stephen Macedo(ed.) *Deliberative Politics: Essays on Democracy and Disagreement*, Oxford, New York: Oxford University Press.
- 篠原一 (2004) 『市民の政治学』岩波新書.
- 篠原一 (2007) 『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店.
- 田村哲樹 (2008) 『熟議の理由』勁草書房.
- Villa, Dana R. (1992) "Postmodernism and the Public Sphere," *American Political Science Review*, (86)3: 712-21.
- Warren, Mark E. (2002) "What Can Democratic Participation Mean Today," *Political Theory*, (30)5: 677-701.
- 山崎望 (2005) 「再配置されるシティズンシップ：政治共同体の変容」『思想』974: 81-102.
- 山崎望 (2007) 「熟議民主主義論の進化：J.ハーバーマスとJ.ドライゼック」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁(編) 『ポスト・リベラリズムの対抗軸』ナカニシヤ出版, 84-103.
- Young, I. Marion (2000) *Inclusion and Democracy*, Oxford, New York: Oxford University Press.